2015年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2014年6月 中小企業家同友会全国協議会

１．中小企業憲章を国会決議とし、その内容を実現する

（1）政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。③中小企業庁の中小企業省への昇格と中小企業担当大臣を設置する。

（2）中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために中小企業庁は次の方策を進めることを提案する。①『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目を設ける。②中小企業憲章の視点から2020年頃までを構想する『中小企業ビジョン』の作成に取り組む。

２．東日本大震災からの復興を推進し、地域密着で防災対策を進める

（1）東日本大震災からの復興は単なる復旧ではない。大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければならない。また、被災地の復興では、地域経済の自立的な復興を支援し、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間らしい生活の復興」の理念が据えられ、新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組む。以上の内容を実現するために被災県・自治体は「震災復興基本条例」を制定する。

（2）被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる。調査などから雇用創出のヒントをつかむ。例えば、公営住宅等の低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減をはかりながら定着を狙う「移住創業」を推進する。

（3）東日本大震災で供給された仮設住宅は、鉄骨プレハブ住宅が39,000戸、木造仮設住宅が13,000戸、みなし仮設住宅が67,000戸であった。できるだけ自力再建できるように支援策を用意しつつ、災害公営住宅の供給では抽選入居による住居者の孤立化を避けることである。災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにすることが必要である。そのためには、構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野にいれ、大規模な中高層集合住宅だけでなく、低層で小規模な住棟を取り入れるとともに、地元の中小建設業に優先的に発注する。

（4）人材不足、人件費の高騰などが深刻な問題となっている。その解決のため、特に福島県関係者においては働き手の県外流出を食い止め、県外避難者が戻りやすい環境づくりを特区制度を活用して行う。例えば、税、社会保険・労働保険料などの負担軽減、Uターン希望者に対する就業支援を行う。

３．エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する

（1）持続可能な循環型社会をつくるため、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化を目指すうえで大きな役割を担う中小企業を位置づける。そのためにも、エネルギー自立化をめざす。

（2）エネルギー政策を大転換し、エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する。電力事業体制は中央集権型から地域にある資源を活用して分散型エネルギー生産の戦略を重視した体制に移行する。省エネ住宅など徹底した省エネの追求とコジェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーによる自立など都市計画が合体したエネルギーシフトを追求し、中小企業の仕事づくりにつなげる。

（3）エネルギーシフトを実現する社会的仕組み、教育制度を充実させる。都市計画から省エネ住宅、コジェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーなど諸技術を研修するとともに、総合的に捉える人材を輩出する。

（4）わが国のエネルギー安全保障上からも、創エネ（再生エネルギー、ＬＮＧ、石炭火力）と供給国の多様化をすすめ、技術開発・地域資源の利用を集中的に行い、調達コストを低減させる。

（5）地域で作ったエネルギーを地域で消費するよう地域分散型のエネルギーシステムを構築できる制度を整備する。たとえば、フードマイレージのようにエネルギーマイレージを創設し、エネルギー削減につながる製品づくりをすすめる。

（6）木質利用を広げるとともに、オーストリアの森林活用の事例に学んで、木材活用の高層建築を可能にするように日本の建築基準の緩和を求める。戦後植栽された1000万ヘクタールに及ぶ人工林資源の成熟に伴い、木材生産量の拡大と林業の収益性の向上を通じて、林業を産業として再生する。

４．経営者の個人保証によらない「ガイドライン」の活用をすすめ、比例原則の確立を

（1）「経営者保証に関するガイドライン」及び「Q&A」を重く受け止め、中小企業庁及び金融庁は窓口を設け、中小企業及び金融機関の相談・苦情・調停などに応じ、本格的な紛争解決方法として専用のADR（裁判外紛争解決手続）を設ける。当面、「全国銀行協会相談室」「あっせん委員会」の業務を拡大し、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施を行う。

（2）個人保証における保証人保護策として、保証負担の過大性が認められるとき、保証人の負担を減じるのが比例原則である。例えば、保証契約で定められた保証人の負担が、保証契約の締結に至る諸事情に加え、保証契約の締結時の保証人となろうとする者の資産および収入に照らし過大であると認められる場合において、保証債務履行の際、その前２年間を平均した年間可処分所得の２倍に保有資産の価額を加えた額の限度まで、保証人の責任を減ずること。

５．中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

（1）「産業構造ビジョン 2012」は、産業構造の転換として「八ヶ岳構造」への転換が謳われているが、小規模経営の産業に目を向けて、言うならば「里山」型の産業構造を目指さし、活性化しなければならない。中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」を広範な中小企業の参加で設置する。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進する。

（2）自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「仕事づくり」交付金を創設する。たとえば「トライアル発注制度」を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展などで支援できるようにする。

（3）公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高める。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用する。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度等の適切な評価や地域維持型契約方式の導入が進められるよう支援を強める。

６．景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制

（1）消費税率引き上げは、消費税の滞納を招くだけであり、中小企業家自身の生活が脅かされることにもなる。消費税率の 10％の引き上げ実施をする前に、すべての中小事業者においても価格への完全転嫁が可能な環境整備を要望する。

（2）恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11％（資本金１億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。

（3）外形標準課税の対象企業を資本金１億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税は、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきである。その金額も現行免税点（150万円）を倍程度に引き上げること。

以上